

第2章 公共施設等の現況整理

2-1 公共施設等の現況把握

2-1-1 公共建築物

(1) 保有施設一覧

公共建築物の保有数は、32施設62棟となっています。

表 2-1-1 用途別保有施設の整理

| 大分類 | 中分類 | 施設数 | 棟数 | 延床面積 (㎡) | 構成比率 (%) |
|------------------|---------|-----|----|-------------|-------------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | 5 | 5 | 7,608 | 12.4% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 1 | 1 | 8,341 | 13.6% |
| 学校教育系施設 | 学校 | 4 | 32 | 30,414 | 49.7% |
| 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 4 | 2 | 1,670 | 2.7% |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 3 | 0 | 1,483 | 2.4% |
| | その他福祉施設 | 2 | 1 | 3,650 | 6.0% |
| | 保健施設 | 1 | 1 | 1,645 | 2.7% |
| 行政系施設 | 庁舎 | 1 | 2 | 4,922 | 8.0% |
| その他 | その他 | 11 | 18 | 1,472 | 2.4% |
| 合計 | | 32 | 62 | 61,205 | 100.0% |

※構成比率の合計は、四捨五入の関係で 100%とはなりません。(令和元年度末)

表 2-1-2 公共施設保有量等の推移

| | 公共施設 保有量 (㎡) | 人口 (年度末時 点)(人) | 1人当たり公 共施設保有量 (㎡/人) | 有形固定資産 減価償却率 (%) |
|--------|--------------------|----------------------|---------------------------|------------------------|
| 平成28年度 | 61,205 | 32,109 | 1.91 | 51.9 |
| 平成29年度 | 61,205 | 32,495 | 1.88 | 53.7 |
| 平成30年度 | 61,205 | 32,693 | 1.87 | 55.4 |
| 令和元年度 | 61,205 | 32,865 | 1.86 | 56.9 |

第2章 公共施設等の現況整理

2-1 公共施設等の現況把握

2-1-1 公共建築物

(1) 保有施設一覧

公共建築物の保有数は、32施設62棟となっています。

表 2-1-1 用途別保有施設の整理

| 大分類 | 中分類 | 施設数 | 棟数 | 延床面積 (㎡) | 構成比率 (%) |
|------------------|---------|-----|----|-------------|-------------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | 5 | 5 | 7,608 | 12.4% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 1 | 1 | 8,341 | 13.6% |
| 学校教育系施設 | 学校 | 4 | 32 | 30,414 | 49.7% |
| 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 4 | 2 | 1,670 | 2.7% |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 3 | 0 | 1,483 | 2.4% |
| | その他福祉施設 | 2 | 1 | 3,650 | 6.0% |
| | 保健施設 | 1 | 1 | 1,645 | 2.7% |
| 行政系施設 | 庁舎 | 1 | 2 | 4,922 | 8.0% |
| その他 | その他 | 11 | 18 | 1,472 | 2.4% |
| 合計 | | 32 | 62 | 61,205 | 100.0% |

※構成比率の合計は、四捨五入の関係で 100%とはなりません。(平成28年度末)

平成28年度から令和元年度までの間、公共施設保有量について増減はありませんが人口は増加しているため、一人当たり公共施設保有量は減少しています。また、有形固定資産減価償却率については経年劣化により増加しています。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

| 公共建築物 | インフラ資産 |
|---|---|
| ①点検・診断等の実施方針 | |
| 【継続的な点検体制】法定点検を建築の専門知識を有する技術者により、継続的に実施すると共に、日常点検による施設の状態や修繕履歴等の情報を一元的に記録および蓄積し、今後の点検・診断・維持管理計画の見直し等に活用します。 | 【定期的な点検・記録】施設種別ごとに国等によって定められた指針やマニュアルなどに基づき、施設の点検・診断等を定期的に行い、劣化状況を正確に把握し、今後のメンテナンスサイクルを構築するために適切に記録します。 |
| ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 | |
| 【計画的な維持管理】公共施設維持管理計画（H26.2）に基づき、中長期的な視点から適宜見直ししながら、財政負担の縮減と平準化に向けた維持管理・修繕・更新等を実施します。 | 【保全の優先度の設定】定期的な点検や診断の結果や記録に基づき、施設ごとの材質特性や劣化状況に応じて保全の優先度を設定した長寿命化計画を定め、維持管理・修繕・更新等を実施します。 |
| ③安全確保の実施方針 | |
| 【危険発見時の緊急措置】継続的な点検・診断等により、町民の利用に喫緊の危険性が生じている施設については、安全・安心に利用できるよう緊急的に修繕工事等の対策を講じます。 | 【危険発見時の緊急措置】第三者被害が想定される道路の陥没、橋りょうのコンクリート剥落など危険性がある施設については、町民の安全確保を最優先し、速やかに緊急工事等の対応を行います。 |
| 【耐震化震改修物につき、非進めての動向い水準】 《ユニバーサルデザインとは》 例えば多機能トイレであれば手洗い器、背もたれ、フック、周囲と識別しやすい色の手すりの設置等が挙げられます。 また、公共施設の駐車場であれば、車いすやベビーカーがあっても乗降しやすくするために駐車スペースを広くすることや雨でも濡れずに乗降できるように屋根をつけることもユニバーサルデザインとして挙げられます。 | 【耐震化の推進】耐震改修促進計画に基づき耐震改修を実施しており、一般利用の公共建築物について耐震性を有しています。引き続き、非構造部材（吊り天井など）の耐震化を進めていきます。庁舎等については、国・県の動向を注視しつつ、防災拠点としてより高い水準の整備を検討します。 |
| 【計画的（H26.長寿命化）ユービクル、昇降機、空調機等の設備を延命化し、ライフサイクルコストの削減と経費の平準化を図ります。 | 【計画的な耐震化】インフラ資産は、社会基盤施設、ライフラインとして町民の生活に直結していることから、地震時においても必要な機能を確保し、適切に維持するため、橋梁や管路などの耐震化に必要な対策を計画的に進めていきます。 |
| ⑥ユニバーサルデザイン化 | |
| すべての年齢、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。 | |
| ⑦統合や廃止の推進方針 | |
| 【施設の複合化】効率的な運営を行うために、公共建築物に求められる機能を確保しながら、多世代交流の場として、大規模改修や更新の時期に合わせた施設規模の見直しや複合化を検討します。 | 【廃止を含めた検討】必要なインフラ機能を維持しつつ、更新等を行う必要があるため、整備当初よりも極端に利用者数が少なくなっているなどの場合、その必要性について廃止を含めて検討します。 |
| ⑧統合的かつ計画的な管理の実施体制 | |
| 【連携体制の構築】本計画に定めた各取組を効率的に推進するため、施設の状態や修繕履歴等の情報を全庁内で共有するとともに、各施設所管課が連携した全庁横断的な計画推進体制を構築します。 | 【民間活用の効率化】直営で行っている巡視パトロールや簡易な補修など民間に包括的に任せられることは、まとめて委託することで効率的な維持管理の実践を目指します。 |

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

| 公共建築物 | インフラ資産 |
|---|--|
| ①点検・診断等の実施方針 | |
| 【継続的な点検体制】法定点検を建築の専門知識を有する技術者により、継続的に実施すると共に、日常点検による施設の状態や修繕履歴等の情報を一元的に記録および蓄積し、今後の点検・診断・維持管理計画の見直し等に活用します。 | 【定期的な点検・記録】施設種別ごとに国等によって定められた指針やマニュアルなどに基づき、施設の点検・診断等を定期的に行い、劣化状況を正確に把握し、今後のメンテナンスサイクルを構築するために適切に記録します。 |
| ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 | |
| 【計画的な維持管理】公共施設維持管理計画（H26.2）に基づき、中長期的な視点から適宜見直ししながら、財政負担の縮減と平準化に向けた維持管理・修繕・更新等を実施します。 | 【保全の優先度の設定】定期的な点検や診断の結果や記録に基づき、施設ごとの材質特性や劣化状況に応じて保全の優先度を設定した長寿命化計画を定め、維持管理・修繕・更新等を実施します。 |
| ③安全確保の実施方針 | |
| 【危険発見時の緊急措置】継続的な点検・診断等により、町民の利用に喫緊の危険性が生じている施設については、安全・安心に利用できるよう緊急的に修繕工事等の対策を講じます。 | 【危険発見時の緊急措置】第三者被害が想定される道路の陥没、橋りょうのコンクリート剥落など危険性がある施設については、町民の安全確保を最優先し、速やかに緊急工事等の対応を行います。 |
| ④耐震化の実施方針 | |
| 【耐震化の推進】耐震改修促進計画に基づき耐震改修を実施しており、一般利用の公共建築物について耐震性を有しています。引き続き、非構造部材（吊り天井など）の耐震化を進めていきます。庁舎等については、国・県の動向を注視しつつ、防災拠点としてより高い水準の整備を検討します。 | 【計画的な耐震化】インフラ資産は、社会基盤施設、ライフラインとして町民の生活に直結していることから、地震時においても必要な機能を確保し、適切に維持するため、橋梁や管路などの耐震化に必要な対策を計画的に進めていきます。 |
| ⑤長寿命化の推進方針 | |
| 【計画的な長寿命化】公共施設維持管理計画（H26.2）に基づき、主要な建物については、長寿命化対策として、屋根、外壁、設備（キュービクル、昇降機、空調機等）の予防保全を行うことで建物全体の延命化を図ります。 | 【LCC縮減と平準化】施設種別ごとの長寿命化計画に基づき、計画的に予防保全としての維持管理や修繕等を実施することで施設を延命化し、ライフサイクルコストの削減と経費の平準化を図ります。 |
| ⑥統合や廃止の推進方針 | |
| 【施設の複合化】効率的な運営を行うために、公共建築物に求められる機能を確保しながら、多世代交流の場として、大規模改修や更新の時期に合わせた施設規模の見直しや複合化を検討します。 | 【廃止を含めた検討】必要なインフラ機能を維持しつつ、更新等を行う必要があるため、整備当初よりも極端に利用者数が少なくなっているなどの場合、その必要性について廃止を含めて検討します。 |
| ⑦統合的かつ計画的な管理の実施体制 | |
| 【連携体制の構築】本計画に定めた各取組を効率的に推進するため、施設の状態や修繕履歴等の情報を全庁内で共有するとともに、各施設所管課が連携した全庁横断的な計画推進体制を構築します。 | 【民間活用の効率化】直営で行っている巡視パトロールや簡易な補修など民間に包括的に任せられることは、まとめて委託することで効率的な維持管理の実践を目指します。 |

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1 公共建築物

(1) 市民文化系施設

① 対象施設

集会施設である公民館2施設およびコミュニティセンター3施設を対象とします。

表 5-1-1 市民文化系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-----------------|------------|-------|-------------|-------------|
| 公民館 | 馬島字大門西10 | 昭和56 | 4,794 | 4,997 |
| 西公民館 | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 839 | 2,498 |
| 八ツ屋防災コミュニティセンター | 八ツ屋字山畔25-1 | 平成5 | 1,081 | 1,302 |
| 砂子東部防災ふれあいセンター | 砂子字柳原78-1 | 平成5 | 442 | 577 |
| 西條防災コミュニティセンター | 西條字諏訪 24-1 | 平成 17 | 452 | 984 |
| 合計 | | | 7,608 | 10,358 |

② 現状・課題

- ・公民館は、どちらも建築後 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、施設の大きさに比べて、駐車場が不足しているという課題があります。
- ・公民館施設の老朽化対策を今後どのように取り組んでいくかが課題となっています。
- ・コミュニティセンターは、日常的には住民活動の場として、非常時には避難場所として、他の市民文化系施設と合わせてバランスよく配置されています。
- ・大治会館の解体に伴い、平成 26 年度末をもって、歴史民俗資料室を廃止したため、資料などを展示・公開する場所が不足しています。

③ 方針

- ・貸室の利用率に差があり、利用率が低い会議室等が存在するため、利用率を向上させる対策や他施設の貸室の用途転用も含めた柔軟な運用により有効活用を図りますが、防災面から現状の規模で、計画的な修繕を行いつつ、維持する方針とします。
- ・公民館の運営は直営で行っていますが、将来的には指定管理者制度の導入を検討します。また、コミュニティセンターについても、管理を含めた運営方法を検討していきます。
- ・寄贈していただいた資料を活用するため、歴史・文化の拠点となる施設を設置し、展示公開していく必要があります。
- ・すべての年齢、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1 公共建築物

(1) 市民文化系施設

① 対象施設

集会施設である公民館2施設およびコミュニティセンター3施設を対象とします。

表 5-1-1 市民文化系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-----------------|------------|-------|-------------|-------------|
| 公民館 | 馬島字大門西10 | 昭和56 | 4,794 | 4,997 |
| 西公民館 | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 839 | 2,498 |
| 八ツ屋防災コミュニティセンター | 八ツ屋字山畔25-1 | 平成5 | 1,081 | 1,302 |
| 砂子東部防災ふれあいセンター | 砂子字柳原78-1 | 平成5 | 442 | 577 |
| 西條防災コミュニティセンター | 西條字諏訪 24-1 | 平成 17 | 452 | 984 |
| 合計 | | | 7,608 | 10,358 |

② 現状・課題

- ・公民館は、どちらも建築後 30 年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、施設の大きさに比べて、駐車場が不足しているという課題があります。
- ・公民館施設の老朽化対策を今後どのように取り組んでいくかが課題となっています。
- ・コミュニティセンターは、日常的には住民活動の場として、非常時には避難場所として、他の市民文化系施設と合わせてバランスよく配置されています。
- ・大治会館の解体に伴い、平成 26 年度末をもって、歴史民俗資料室を廃止したため、資料などを展示・公開する場所が不足しています。

③ 方針

- ・公民館およびコミュニティセンターは、貸室の利用率に差があり、利用率が低い会議室等が存在するため、利用率を向上させる対策や他施設の貸室の用途転用も含めた柔軟な運用により有効活用を図りますが、防災面から現状の規模で、計画的な修繕を行いつつ、維持する方針とします。
- ・公民館の運営は直営で行っていますが、将来的には指定管理者制度の導入を検討します。また、コミュニティセンターについても、管理を含めた運営方法を検討していきます。
- ・寄贈していただいた資料を活用するため、歴史・文化の拠点となる施設を設置し、展示公開していく必要があります。

④ これまでの取り組み

- ・公民館では、令和2年度に個別施設計画として「大治町公民館長寿命化計画（個別施設計画）」を策定しました。
- ・コミュニティセンターでは、令和3年度に個別施設計画として、「大治町防災コミュニティ（ふれあい）センター個別施設計画」を策定しました。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

① 対象施設

スポーツ施設であるスポーツセンターを対象とします。

表 5-1-2 スポーツ・レクリエーション系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|----------|------------|------|----------|----------|
| スポーツセンター | 北間島字藤田33-1 | 平成7 | 8,341 | 10,481 |
| 合計 | | | 8,341 | 10,481 |

② 現状・課題

- ・プール跡地の活用が課題となっており、他のスポーツ施設としての活用方策を検討し、具体的にどのような施設へ転換していくのかを検討しています。
- ・メインアリーナの天井は、現在の耐震基準や建築基準などの調査結果から、基準に適合した施設への改修が必要となります。
- ・施設設備及び機器類の経年劣化による老朽化の状況から、修繕や工事の必要箇所が増加傾向にあります。

③ 方針

- ・大規模な改修として実施する際には、プール跡地については、長期的に利用される施設への転換を十分に考慮します。
- ・メインアリーナの天井については、平成30年度には基準に適合するよう工事に着手する予定です。
- ・町が保有する唯一の体力づくり・健康増進を目的としたスポーツ施設として、今後も有効活用を図っていきます。
- ・すべての年齢、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

④ これまでの主な取り組み

- ・令和2年度に個別施設計画として「大治町長寿命化個別施設計画（大治町スポーツセンター）」を策定しました。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

① 対象施設

スポーツ施設であるスポーツセンターを対象とします。

表 5-1-2 スポーツ・レクリエーション系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|----------|------------|------|----------|----------|
| スポーツセンター | 北間島字藤田33-1 | 平成7 | 8,341 | 10,481 |
| 合計 | | | 8,341 | 10,481 |

② 現状・課題

- ・プール跡地の活用が課題となっており、他のスポーツ施設としての活用方策を検討し、具体的にどのような施設へ転換していくのかを検討しています。
- ・メインアリーナの天井は、現在の耐震基準や建築基準などの調査結果から、基準に適合した施設への改修が必要となります。
- ・施設設備及び機器類の経年劣化による老朽化の状況から、修繕や工事の必要箇所が増加傾向にあります。

③ 方針

- ・大規模な改修として実施する際には、プール跡地については、長期的に利用される施設への転換を十分に考慮します。
- ・メインアリーナの天井については、平成30年度には基準に適合するよう工事に着手する予定です。
- ・町が保有する唯一の体力づくり・健康増進を目的としたスポーツ施設として、今後も有効活用を図っていきます。

(3) 学校教育系施設

① 対象施設

3つの小学校と1つの中学校を対象とします。

表 5-1-3 学校教育系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 校舎名 | 棟別延床面積 (㎡) | 総延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|--------|-------------|------|------|------------|-----------|----------|
| 大治小学校 | 堀之内字南二反畑606 | 昭和36 | 北校舎 | 3,323 | 6,814 | 16,274 |
| | | 昭和40 | 南校舎 | 2,036 | | |
| | | 平成15 | 体育館 | 1,151 | | |
| 大治南小学校 | 砂子字勇八前320 | 昭和47 | 北校舎 | 3,748 | 6,028 | 17,343 |
| | | 昭和55 | 南校舎 | 1,229 | | |
| | | 昭和48 | 体育館 | 804 | | |
| 大治西小学校 | 西條字松下100 | 昭和51 | 校舎 | 5,363 | 6,378 | 15,025 |
| | | 昭和52 | 体育館 | 822 | | |
| 大治中学校 | 堀之内字半之返791 | 昭和44 | 北校舎 | 5,761 | 11,194 | 29,490 |
| | | 昭和55 | 南校舎 | 1,308 | | |
| | | 昭和46 | 体育館 | 1,455 | | |
| | | 昭和57 | 柔剣道場 | 1,344 | | |
| | | 昭和59 | 特別棟 | 1,079 | | |
| 合計 | | | | | 30,414 | 78,132 |

※総延床面積には小規模な建物を含むため、棟別延床面積の合計とは一致しない。

② 現状・課題

- ・学校全体で老朽化が進んでおり、前回の大規模改修からも20年以上が経過している建物もあり、改修が必要な状況となっています。
- ・中学校は、生徒数に対して体育館の規模が手狭となっています。

③ 方針

- ・今後は、個別施設計画として策定した「大治町学校施設長寿命化計画」に基づき、優先順位付けを行った上で、計画的な修繕を実施していきます。
- ・人口ビジョンの推計によると、まち・ひと・しごと総合戦略に示される施策を実施することで、今後も年少人口は維持される見通しであるため、現状の施設規模を維持します。
- ・小中学校の給食室については、スペースの確保を含め、ドライ化に向けて検討していきます。
- ・障害の有無、人種、性別等にかかわらず、だれもが支障なく活動できる環境を整備するよう、修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

(3) 学校教育系施設

① 対象施設

3つの小学校と1つの中学校を対象とします。

表 5-1-3 学校教育系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 校舎名 | 棟別延床面積 (㎡) | 総延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|--------|-------------|------|------|------------|-----------|----------|
| 大治小学校 | 堀之内字南二反畑606 | 昭和36 | 北校舎 | 3,323 | 6,814 | 16,274 |
| | | 昭和40 | 南校舎 | 2,036 | | |
| | | 平成15 | 体育館 | 1,151 | | |
| 大治南小学校 | 砂子字勇八前319 | 昭和47 | 北校舎 | 3,748 | 6,028 | 17,343 |
| | | 昭和55 | 南校舎 | 1,229 | | |
| | | 昭和48 | 体育館 | 804 | | |
| 大治西小学校 | 西條字松下100 | 昭和51 | 校舎 | 5,363 | 6,378 | 15,025 |
| | | 昭和52 | 体育館 | 822 | | |
| 大治中学校 | 堀之内字半之返791 | 昭和44 | 北校舎 | 5,761 | 11,194 | 29,490 |
| | | 昭和55 | 南校舎 | 1,308 | | |
| | | 昭和46 | 体育館 | 1,455 | | |
| | | 昭和57 | 柔剣道場 | 1,344 | | |
| | | 昭和59 | 特別棟 | 1,079 | | |
| 合計 | | | | | 30,414 | 78,132 |

※総延床面積には小規模な建物を含むため、棟別延床面積の合計とは一致しない。

② 現状・課題

- ・学校全体で老朽化が進んでおり、前回の大規模改修からも20年以上が経過している建物もあり、改修が必要な状況となっています。
- ・中学校は、生徒数に対して体育館の規模が手狭となっています。

③ 方針

- ・今後は、個別施設計画として「学校施設長寿命化計画」を策定し、優先順位付けを行った上で、計画的な修繕を実施していきます。
- ・人口ビジョンの推計によると、まち・ひと・しごと総合戦略に示される施策を実施することで、今後も年少人口は維持される見通しであるため、現状の施設規模を維持します。
- ・老朽化が進んでいる中学校の体育館については、今後、建替を予定しています。
- ・小中学校の給食室については、スペースの確保を含め、ドライ化に向けて検討していきます。
- ・小学校のトイレについては、洋式化、乾式化への改修を予定しています。

④ これまでの主な取り組み

- ・令和元年度に個別施設計画として「大治町学校施設長寿命化計画」を策定しました。

(4) 子育て支援施設

①対象施設

子育て支援施設である3つの児童クラブと1つの児童センターを対象とします。大治南部児童クラブ及び児童センターは、総合福祉センター希望の家3階に設置されています。

表 5-1-4 子育て支援施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|--------------------------|------------|------|----------|----------|
| 大治東部児童クラブ | 馬島字北割107-7 | 平成28 | 290 | 1,088 |
| 大治西部児童クラブ | 西條字松下86-1 | 平成23 | 151 | 474 |
| 大治南部児童クラブ (総合福祉センター内) | 砂子字西河原18 | 平成9 | 159 | — |
| 児童センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原18 | 平成9 | 1,070 | — |
| 合計 | | | 1,670 | 1,562 |

※敷地面積の「—」は、複合施設の主たる施設にて表記

②現状・課題

- ・平成27年度より、利用児童を小学3年生から小学6年生に拡大しています。
- ・児童クラブは、共働き世帯の増加等により、近年児童クラブの利用ニーズが高まっているため、施設整備を進めています。
- ・児童クラブ及び児童センターの運営・管理を効果的に行うため、指定管理者制度を導入しています。

③方針

- ・利用ニーズに対応するため、利用定員の拡大が必要な児童クラブについては施設整備を検討し、利用定員の確保に努めます。
- ・国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型の実施や連携による実施についても検討します。
- ・障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

④ これまでの主な取り組み

- ・令和3年度に個別施設計画として「大治町子育て支援施設個別施設計画」を策定しました。

(4) 子育て支援施設

①対象施設

子育て支援施設である3つの児童クラブと1つの児童センターを対象とします。大治南部児童クラブ及び児童センターは、総合福祉センター希望の家3階に設置されています。

表 5-1-4 子育て支援施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|--------------------------|------------|------|----------|----------|
| 大治東部児童クラブ | 馬島字北割107-7 | 平成28 | 290 | 1,088 |
| 大治西部児童クラブ | 西條字松下86-1 | 平成23 | 151 | 474 |
| 大治南部児童クラブ (総合福祉センター内) | 砂子字西河原18 | 平成9 | 159 | — |
| 児童センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原18 | 平成9 | 1,070 | — |
| 合計 | | | 1,670 | 1,562 |

※敷地面積の「—」は、複合施設の主たる施設にて表記

②現状・課題

- ・平成27年度より、利用児童を小学3年生から小学6年生に拡大しています。
- ・児童クラブは、共働き世帯の増加等により、近年児童クラブの利用ニーズが高まっているため、施設整備を進めています。
- ・児童クラブ及び児童センターの運営・管理を効果的に行うため、指定管理者制度を導入しています。

③方針

- ・利用ニーズに対応するため、利用定員の拡大が必要な児童クラブについては施設整備を検討し、利用定員の確保に努めます。
- ・国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型の実施や連携による実施についても検討します。

(5) 保健・福祉施設

① 対象施設

高齢福祉施設である3施設（老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンター、高齢者生きがい活動センター）、その他福祉施設である2施設（地域福祉センター、福祉作業所さつきの家）、保健施設である1施設（保健センター）の計5施設を対象とします。

表 5-1-5 保健・福祉施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|------------------------------|------------|------|----------|----------|
| 老人福祉センター (西公民館内) | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 671 | — |
| 在宅老人デイサービスセンター (西公民館内) | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 240 | — |
| 地域福祉センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 3,332 | 7,432 |
| 高齢者生きがい活動センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 572 | — |
| 福祉作業所さつきの家 (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 318 | — |
| 保健センター | 砂子字西河原14-3 | 平成13 | 1,645 | 2,297 |
| 合計 | | | 6,776 | 9,729 |

※敷地面積の「—」は、複合施設の主たる施設にて表記

② 現状・課題

- 老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンターは、複合施設として西公民館と併設されており、建築後30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、所管が異なることで管理が煩雑となっています。行事が重なった場合には、駐車場が不足するという課題があります。
- 地域福祉センター、福祉作業所さつきの家、高齢者生きがい活動センターは、複合施設（総合福祉センター）として整備されています。高齢者生きがい活動センターは、大治町シルバー人材センターを指定管理者としており、それ以外の3つは、大治町社会福祉協議会を指定管理者として管理・運営しています。
- 保健センターは、直営で管理・運営を行っており、災害時の医療救護所としても、位置付けられています。

③ 方針

- 福祉施設については、利用率の低い部屋が存在するため、将来的には余剰スペースを活用した他施設との複合化を検討します。
- 保健センターは、施設の長寿命化を図るとともに、医療救護所として必要な機能を今後整備していきます。
- すべての年齢、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデ

(5) 保健・福祉施設

① 対象施設

高齢福祉施設である3施設（老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンター、高齢者生きがい活動センター）、その他福祉施設である2施設（地域福祉センター、福祉作業所さつきの家）、保健施設である1施設（保健センター）の計5施設を対象とします。

表 5-1-5 保健・福祉施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|------------------------------|------------|------|----------|----------|
| 老人福祉センター (西公民館内) | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 671 | — |
| 在宅老人デイサービスセンター (西公民館内) | 西條字西之割60-1 | 昭和63 | 240 | — |
| 地域福祉センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 3,332 | 7,432 |
| 高齢者生きがい活動センター (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 572 | — |
| 福祉作業所さつきの家 (総合福祉センター内) | 砂子字西河原 18 | 平成 9 | 318 | — |
| 保健センター | 砂子字西河原14-3 | 平成13 | 1,645 | 2,297 |
| 合計 | | | 6,776 | 9,729 |

※敷地面積の「—」は、複合施設の主たる施設にて表記

② 現状・課題

- 老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンターは、複合施設として西公民館と併設されており、建築後30年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、所管が異なることで管理が煩雑となっています。行事が重なった場合には、駐車場が不足するという課題があります。
- 地域福祉センター、福祉作業所さつきの家、高齢者生きがい活動センターは、複合施設（総合福祉センター）として整備されています。高齢者生きがい活動センターは、大治町シルバー人材センターを指定管理者としており、それ以外の3つは、大治町社会福祉協議会を指定管理者として管理・運営しています。
- 保健センターは、直営で管理・運営を行っており、災害時の医療救護所としても、位置付けられています。

③ 方針

- 福祉施設については、利用率の低い部屋が存在するため、将来的には余剰スペースを活用した他施設との複合化を検討します。
- 保健センターは、施設の長寿命化を図るとともに、医療救護所として必要な機能を今後整備していきます。

ザイン化を推進していきます。

④ これまでの主な取り組み

- ・総合福祉センターでは、令和2年度に個別施設計画として、「大治町総合福祉センター個別施設計画」を策定しました。
- ・老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンターでは、令和2年度に個別施設計画として、「大治町公共施設等個別施設計画（大治町老人福祉センター・大治町在宅老人デイサービスセンター）」を策定しました。

(6) 行政系施設

①対象施設

庁舎1施設を対象とします。

表 5-1-6 行政系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-----|------------|-------|----------|----------|
| 庁舎 | 馬島字大門西 1-1 | 昭和 59 | 4,922 | 6,399 |
| 合計 | | | 4,922 | 6,399 |

②現状・課題

- ・庁舎は、事務量の増加に伴い職員数が増加しており、会議室、事務スペース等の確保が課題となっています。
- ・災害時の災害対策本部として、より高い耐震性の確保の必要性について、今後の耐震基準の改正等の動向を注視しつつ、検討する必要があります。

③方針

- ・災害時の庁舎の災害対策本部としての機能（自家発電設備など）の整備や空きスペースの有効活用を行うとともにエレベーター、空調設備の改修や更新の時期に合わせた計画的な対応を進めていく予定です。
- ・すべての年齢、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

④ これまでの主な取り組み

- ・令和2年度に個別施設計画として、「大治町公共施設等個別施設計画（役場庁舎）」を策定しました。

(6) 行政系施設

①対象施設

庁舎1施設を対象とします。

表 5-1-6 行政系施設の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-----|------------|-------|----------|----------|
| 庁舎 | 馬島字大門西 1-1 | 昭和 60 | 4,922 | 6,399 |
| 合計 | | | 4,922 | 6,399 |

②現状・課題

- ・庁舎は、現状では老朽化に伴う大規模改修の予定はありませんが、事務量の増加に伴い職員数が増加しており、会議室、事務スペース等の確保が課題となっています。
- ・災害時の災害対策本部として、より高い耐震性の確保の必要性について、今後の耐震基準の改正等の動向を注視しつつ、検討する必要があります。

③方針

- ・災害時の庁舎の災害対策本部としての機能（自家発電設備など）の整備や空きスペースの有効活用を行うとともにエレベーター、空調設備の改修や更新の時期に合わせた計画的な対応を進めていく予定です。

(7) その他

① 対象施設

排水機場 6 施設、倉庫 5 施設を対象とします。

表 5-1-7 その他の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-------------------|---------|------|----------|----------|
| 西 條 排 水 機 場 | 西條字須先 | 昭和42 | 123 | 545 |
| 西 條 第 3 排 水 機 場 | 西條字石間畑 | 平成10 | 228 | 775 |
| 円 楽 寺 排 水 機 場 | 西條字壺町田 | 昭和43 | 207 | 1,334 |
| 円 楽 寺 第 2 排 水 機 場 | 西條字壺町田 | 平成4 | 81 | |
| 八 ツ 屋 第 1 排 水 機 場 | 八ツ屋字西田面 | 平成4 | 80 | 263 |
| 砂子第1排水機場発電機格納庫 | 砂子字尾崎 | 昭和59 | 13 | 140 |
| 砂 子 第 1 排 水 機 場 | 砂子字尾崎 | 昭和46 | 15 | |
| 三 本 木 排 水 機 場 | 三本木字堅田 | 昭和57 | 118 | 543 |
| 大 治 倉 庫 | 馬島字北割 | 昭和61 | 181 | 765 |
| 防 災 倉 庫 | 馬島字北割 | 昭和57 | 93 | 93 |
| 壺 町 田 保 管 倉 庫 | 西條字壺町田 | 昭和53 | 67 | 915 |
| 壺町田応急ポンプ格納庫 | 西條字壺町田 | 平成2 | 131 | |
| 北 間 島 保 管 倉 庫 | 北間島字屋敷 | 平成16 | 135 | 492 |
| 合 計 | | | 1,472 | 5,865 |

② 現状・課題

- ・西條排水機場と円楽寺排水機場の2機場の建物については、昭和42、44年に建設されてから50年近く経過しているため老朽化しており、平成10、12年に建屋の一部をそれぞれ修繕しています。
- ・排水機場建屋の改修などは、現状では、ポンプ設備の維持管理を最優先していることもあり、具体策の検討までは至っていない状況です。西條及び砂子第1排水機場の建屋の面積が狭く、維持管理作業がしづらい状況です。
- ・西條・円楽寺及び砂子第1排水機場の老朽化や、近年の市街化による地区内開発に伴う流出量の増加により排水施設の増強が考えられます。
- ・倉庫は、小規模な施設であり、現状では特に課題はありません。

③ 方針

- ・排水機場は、長寿命化により維持できる施設は維持していき、建替えや増築等により不足する面積の拡大とポンプ施設の能力向上を検討していきます。
- ・排水ポンプの設置年度や修繕経過を台帳により管理し、状況を把握しながら維持管理（ポンプのオーバーホールなど）することで長寿命化を図ります。
- ・倉庫は、現状を維持する方針です。

(7) その他

① 対象施設

排水機場 6 施設、倉庫 5 施設を対象とします。

表 5-1-7 その他の対象施設

| 施設名 | 所在地 | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 敷地面積 (㎡) |
|-------------------|---------|------|----------|----------|
| 西 條 排 水 機 場 | 西條字須先 | 昭和42 | 123 | 545 |
| 西 條 第 3 排 水 機 場 | 西條字石間畑 | 平成10 | 228 | 775 |
| 円 楽 寺 排 水 機 場 | 西條字壺町田 | 昭和43 | 207 | 1,334 |
| 円 楽 寺 第 2 排 水 機 場 | 西條字壺町田 | 平成4 | 81 | |
| 八 ツ 屋 第 1 排 水 機 場 | 八ツ屋字西田面 | 平成4 | 80 | 263 |
| 砂子第1排水機場発電機格納庫 | 砂子字尾崎 | 昭和59 | 13 | 140 |
| 砂 子 第 1 排 水 機 場 | 砂子字尾崎 | 昭和46 | 15 | |
| 三 本 木 排 水 機 場 | 三本木字堅田 | 昭和57 | 118 | 543 |
| 大 治 倉 庫 | 馬島字北割 | 昭和61 | 181 | 765 |
| 防 災 倉 庫 | 馬島字北割 | 昭和57 | 93 | 93 |
| 壺 町 田 保 管 倉 庫 | 西條字壺町田 | 昭和53 | 67 | 915 |
| 壺町田応急ポンプ格納庫 | 西條字壺町田 | 平成2 | 131 | |
| 北 間 島 保 管 倉 庫 | 北間島字屋敷 | 平成16 | 135 | 492 |
| 合 計 | | | 1,472 | 5,865 |

② 現状・課題

- ・西條排水機場と円楽寺排水機場の2機場の建物については、昭和42、44年に建設されてから50年近く経過しているため老朽化しており、平成10、12年に建屋の一部をそれぞれ修繕しています。
- ・排水機場建屋の改修などは、現状では、ポンプ設備の維持管理を最優先していることもあり、具体策の検討までは至っていない状況です。西條及び砂子第1排水機場の建屋の面積が狭く、維持管理作業がしづらい状況です。
- ・西條・円楽寺及び砂子第1排水機場の老朽化や、近年の市街化による地区内開発に伴う流出量の増加により排水施設の増強が考えられます。
- ・倉庫は、小規模な施設であり、現状では特に課題はありません。

③ 方針

- ・排水機場は、長寿命化により維持できる施設は維持していき、建替えや増築等により不足する面積の拡大とポンプ施設の能力向上を検討していきます。
- ・排水ポンプの設置年度や修繕経過を台帳により管理し、状況を把握しながら維持管理（ポンプのオーバーホールなど）することで長寿命化を図ります。
- ・倉庫は、現状を維持する方針です。

5-2 インフラ資産

幹線道路及び生活道路は道路認定と区域の変更に伴う増加です。道路照明灯はリース契約に伴い地区管理から町一括管理となったためであり、道路反射鏡は、地区要望による増加です。

(1) 町道関連施設

①対象施設

幹線道路21,920m (158,414㎡) と生活道路118,024m (554,479㎡)、道路照明灯2,216基および道路反射鏡1,057基を対象とします。(令和3年4月1日現在)

②現状・課題

- ・未整備の都市計画道路の整備を継続しており、計画的に進めています。
- ・幹線道路の舗装修繕は、道路ストック総点検の結果を踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用して行っています。
- ・生活道路の舗装や道路照明灯及び道路反射鏡は、道路パトロールや住民からの通報に基づき、事後保全的に修繕を行っています。

③方針

- ・今後は、舗装修繕計画等を策定し、現道の状況を把握しながら優先度を考慮して修繕を行っていきます。
- ・点検結果や修繕履歴を蓄積し、適切なメンテナンスサイクルを構築することで、効率的な維持管理を目指します。
- ・都市計画道路堀之内砂子線ほか都市計画道路について、計画的に整備を進めていきます。

橋梁の改修に伴い、橋梁(2m以上)の対象外となったものが1橋あるため減少しています。

(2) 橋梁

①対象施設

15m未満の56橋と15m以上の7橋の合計63橋を対象とします。(令和2年3月31日現在)

②現状・課題

- ・平成30年度、令和元年度に点検した60橋について、点検結果において早急に修繕を要する橋梁が1橋、健全な橋梁が42橋、予防保全的な修繕が必要な橋梁が17橋との結果となっています。

③方針

- ・点検の結果を踏まえ、平成27年度に策定した「大治町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後は予防保全的な修繕を行っていきます。

④これまでの主な取り組み

- ・平成27年度に個別施設計画として「大治町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

5-2 インフラ資産

(1) 町道関連施設

①対象施設

幹線道路21,920m (158,256㎡) と生活道路117,313m (543,334㎡)、道路照明灯366基および道路反射鏡980基を対象とします。

②現状・課題

- ・未整備の都市計画道路の整備を継続しており、土地所有者との用地買収交渉や建物所有者との物件補償交渉を計画的に進めています。
- ・幹線道路の舗装修繕は、道路ストック総点検の結果を踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用して行っています。
- ・生活道路の舗装や道路照明灯及び道路反射鏡は、道路パトロールや住民からの通報に基づき、事後保全的に修繕を行っています。

③方針

- ・今後は、舗装修繕計画等を策定し、現道の状況を把握しながら優先度を考慮して修繕を行っていきます。
- ・点検結果や修繕履歴を蓄積し、適切なメンテナンスサイクルを構築することで、効率的な維持管理を目指します。
- ・都市計画道路堀之内砂子線ほか都市計画道路について、計画的に整備を進めていきます。

(2) 橋梁

①対象施設

15m未満の57橋と15m以上の7橋の合計64橋を対象とします。

②現状・課題

- ・平成26年度に点検した54橋について、点検結果において早急に修繕を要する橋梁は無く、健全な橋梁が9橋、予防保全的な修繕が必要な橋梁が45橋との結果となっています。(差分10橋の内訳は、架け替えにより点検を行わなかった橋梁6橋、住宅開発に伴う新設橋梁1橋、あま市との共同管理3橋です。)

③方針

- ・点検の結果を踏まえ、平成27年度に策定した「大治町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後は予防保全的な修繕を行っていきます。

(3) 河川関連施設

①対象施設

準用河川（小切戸川、円楽寺川、小糠田川）の3.85kmを対象とします。

表 5-2-1 準用河川の対象施設

| 河川名 | 水系名 | 合流先 | 延長 |
|------|-----|-------------|---------|
| 小切戸川 | 日光川 | 二級河川 西條小切戸川 | 0.35 km |
| 円楽寺川 | 日光川 | 二級河川 福田川 | 2.00 km |
| 小糠田川 | 日光川 | 二級河川 福田川 | 1.50 km |
| 合計 | | | 3.85 km |

②現状・課題

- ・小切戸川については、河川整備計画規模（確率年 1/5、降雨強度 52.4 mm/h）に対して排水能力を有しているため、河川の整備は完了しています。
- ・円楽寺川については、河川整備計画規模（確率年 1/5、降雨強度 52.4 mm/h）に対して現在の土地利用であれば排水能力を有していますが、将来的に全域が宅地化された場合には、更なる河川整備（河床掘削など）が必要となります。整備にあたっては、合流先の河川である二級河川福田川の整備が進捗している必要があり、整備には相当な期間を要するため、すぐには対策できないという状況です。
- ・小糠田川については、平成 15 年度から平成 26 年度にかけて河川整備（内面補修工事）を実施し、排水能力の向上を図りました。ただし、対策は十分ではなく、現状でも排水能力が不足しています。
- ・河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）を考慮し、総合的な治水対策が必要となります。

③方針

- ・小切戸川、円楽寺川については、適切な維持管理を行っていきます。
- ・小糠田川については、排水能力不足を解消するため、総合的な治水対策として、貯留施設の設置や西條排水機場の改修などを検討していきます。当面の対策として、毎年、河川内の浚せつ（堆積土の撤去）を行います。
- ・河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）に基づき、計画的に進めていきます。

(3) 河川関連施設

①対象施設

準用河川（小切戸川、円楽寺川、小糠田川）の3.85kmを対象とします。

表 5-2-1 準用河川の対象施設

| 河川名 | 水系名 | 合流先 | 延長 |
|------|-----|-------------|---------|
| 小切戸川 | 日光川 | 二級河川 西條小切戸川 | 0.35 km |
| 円楽寺川 | 日光川 | 二級河川 福田川 | 2.00 km |
| 小糠田川 | 日光川 | 二級河川 福田川 | 1.50 km |
| 合計 | | | 3.85 km |

②現状・課題

- ・小切戸川については、河川整備計画規模（確率年 1/5、降雨強度 52.4 mm/h）に対して排水能力を有しているため、河川の整備は完了しています。
- ・円楽寺川については、河川整備計画規模（確率年 1/5、降雨強度 52.4 mm/h）に対して現在の土地利用であれば排水能力を有していますが、将来的に全域が宅地化された場合には、更なる河川整備（河床掘削など）が必要となります。整備にあたっては、合流先の河川である二級河川福田川の整備が進捗している必要があり、整備には相当な期間を要するため、すぐには対策できないという状況です。
- ・小糠田川については、平成 15 年度から平成 26 年度にかけて河川整備（内面補修工事）を実施し、排水能力の向上を図りました。ただし、対策は十分ではなく、現状でも排水能力が不足しています。
- ・河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）を考慮し、総合的な治水対策が必要となります。

③方針

- ・小切戸川については、適切な維持管理を行っていきます。
- ・円楽寺川については、当面は維持管理としてのヘドロやゴミの除去を行っていく必要があることから、5ヶ年計画で河川内の浚せつ（堆積土の撤去）を行います。
- ・小糠田川については、排水能力不足を解消するため、総合的な治水対策として、貯留施設の設置や西條排水機場の改修などを検討していきます。当面の対策として、毎年、河川内の浚せつ（堆積土の撤去）を行います。
- ・河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）に基づき、計画的に進めていきます。

(5) 貯留施設

①対象施設

貯留施設である調整池4,399m³を対象とします。

表 5-2-3 貯留施設の対象施設

| 名称 | 住所 | 設置年度 | 貯留量 | 上部利用 |
|--------|----------------|------|----------------------|---------|
| 長牧調整池 | 長牧字浦畑 217 番地 | H23 | 3,199 m ³ | 長牧調整池公園 |
| 八ツ屋調整池 | 八ツ屋字堤添 98 番地 1 | H16 | 1,200 m ³ | 多目的広場 |
| 合計 | | | 4,399 m ³ | |

②現状・課題

- ・地下式の調整池となっており、現時点での課題は特にありません。

③方針

- ・現状を維持し、これまで通り適切に管理していきます。
- ・今後、必要に応じて河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）を基に、貯留施設の整備を検討していきます。

(6) 下水道施設

①対象施設

汚水管路として、コンクリート管1,142m、塩ビ管1,264m、ハイセラミック管21,437mの計23,843mを対象とします。また、下水道施設には、雨水管路もあります。

②現状・課題

- ・現在、下水道普及率は 16.6%であり、重点アクションプランに基づき、普及率の向上を目指して面整備を継続しています。
- ・汚水管路の点検は、職員の目視やカメラ調査により行っています。
- ・全域が市街化区域であるため、既設水路の能力が不足している場合は改修を行うこととなりますが、下水（雨水）の放流先に制約があるため、水路の整備及び貯留施設の整備並びに下水道の雨水ポンプ場の整備が必要となっています。

③方針

- ・汚水管路の整備には、多額の費用がかかるため、より整備効果が高い人口密集地域を優先的に整備していく方針とします。
- ・今後は、汚水管路の老朽化に伴い、カメラ調査等および修繕を行っていきます。
- ・今後は、雨水計画に基づき、計画的に雨水管路等の整備を行っていきます。

④ これまでの主な取り組み

- ・令和3年度に個別施設計画として、「大治町下水道ストックマネジメント計画」策定しました。

(5) 貯留施設

①対象施設

貯留施設である調整池4,399m³を対象とします。

表 5-2-3 貯留施設の対象施設

| 名称 | 住所 | 設置年度 | 貯留量 | 上部利用 |
|--------|----------------|------|----------------------|---------|
| 長牧調整池 | 長牧字浦畑 217 番地 | H23 | 3,199 m ³ | 長牧調整池公園 |
| 八ツ屋調整池 | 八ツ屋字堤添 98 番地 1 | H16 | 1,200 m ³ | 多目的広場 |
| 合計 | | | 4,399 m ³ | |

②現状・課題

- ・地下式の調整池となっており、現時点での課題は特にありません。

③方針

- ・現状を維持し、これまで通り適切に管理していきます。
- ・今後、必要に応じて河川計画及び公共下水道全体計画（雨水）を基に、貯留施設の整備を検討していきます。

(6) 下水道施設

①対象施設

汚水管路として、コンクリート管1,142m、塩ビ管1,264m、ハイセラミック管21,437mの計23,843mを対象とします。また、下水道施設には、雨水管路もあります。

②現状・課題

- ・現在、下水道普及率は 16.6%であり、重点アクションプランに基づき、普及率の向上を目指して面整備を継続しています。
- ・汚水管路の点検は、職員の目視やカメラ調査により行っています。
- ・全域が市街化区域であるため、既設水路の能力が不足している場合は改修を行うこととなりますが、下水（雨水）の放流先に制約があるため、水路の整備及び貯留施設の整備並びに下水道の雨水ポンプ場の整備が必要となっています。

③方針

- ・汚水管路の整備には、多額の費用がかかるため、より整備効果が高い人口密集地域を優先的に整備していく方針とします。
- ・今後は、汚水管路の老朽化に伴い、カメラ調査等および修繕を行っていきます。
- ・今後は、雨水計画に基づき、計画的に雨水管路等の整備を行っていきます。

(7) 公園

①対象施設

・5箇所の公園を対象とします。

表 5-2-4 公園の対象施設

| 公園名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|-------------|-------------------|---------------------|
| 大治町庄内川河川敷公園 | 八ツ屋字前山 1 番地 1 | 8,000 |
| 中島大門先公園 | 中島字大門先 142 番地 34 | 270 |
| 砂子堂地公園 | 砂子字堂地 766 番地 8 | 174 |
| 長牧調整池公園 | 長牧字浦畑 217 番地 | 2,132 |
| 砂子大宮崎公園 | 砂子字大宮崎 2645 番地 42 | 344 |
| 合計 | | 10,920 |

②現状・課題

・現在、都市公園が設置されていません。

③方針

- ・砂子地区に防災公園の建設を推進します。
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針として、今後、都市公園の設置の際には検討していきます。

(8) ちびっこ広場等

①対象施設

27箇所のちびっこ広場等を対象とします。

表 5-2-5 ちびっこ広場等の対象施設

| 広場名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|--------------|--------------|---------------------|
| 西條大辻ちびっこ広場 | 西條字大辻 66 | 674 |
| 西條高場ちびっこ広場 | 西條字高場 8-1 | 1,010 |
| 西條柳原ちびっこ広場 | 西條字柳原 54-1 | 745 |
| 西條諏訪ちびっこ広場 | 西條字諏訪 25 | 725 |
| 西條北屋敷ちびっこ広場 | 西條字北屋敷 39 | 323 |
| 西條殿池ちびっこ広場 | 西條字殿池 48-1 | 495 |
| 西條土井ノ池ちびっこ広場 | 西條字土井ノ池 29 | 929 |
| 西條城前田南ちびっこ広場 | 西條字城前田 132 | 788 |
| 三本木西深田ちびっこ広場 | 三本木字西深田 42-1 | 287 |
| 三本木柳原ちびっこ広場 | 三本木字柳原 54-1 | 663 |
| 三本木屋形ちびっこ広場 | 三本木字屋形 40 | 277 |
| 三本木堅田ちびっこ広場 | 三本木字堅田 74 | 171 |
| 砂子山ノ浦ちびっこ広場 | 砂子字山ノ浦 400 | 1,169 |
| 砂子中割ちびっこ広場 | 砂子字中割 6 | 454 |
| 鎌須賀山廻ちびっこ広場 | 鎌須賀字山廻 57 | 634 |

(7) 公園

①対象施設

・5箇所の公園を対象とします。

表 5-2-4 公園の対象施設

| 公園名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|-------------|-------------------|---------------------|
| 大治町庄内川河川敷公園 | 八ツ屋字前山 1 番地 1 | 8,000 |
| 中島大門先公園 | 中島字大門先 142 番地 34 | 270 |
| 砂子堂地公園 | 砂子字堂地 766 番地 8 | 174 |
| 長牧調整池公園 | 長牧字浦畑 217 番地 | 2,132 |
| 砂子大宮崎公園 | 砂子字大宮崎 2645 番地 42 | 344 |
| 合計 | | 10,920 |

②現状・課題

・現在、都市公園が設置されていません。

③方針

- ・砂子地区に防災公園の建設を推進します。
- ・今後、都市公園の設置を検討していきます。

(8) ちびっこ広場等

①対象施設

27箇所のちびっこ広場等を対象とします。

表 5-2-5 ちびっこ広場等の対象施設

| 広場名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|--------------|--------------|---------------------|
| 西條大辻ちびっこ広場 | 西條字大辻 66 | 674 |
| 西條高場ちびっこ広場 | 西條字高場 8-1 | 1,010 |
| 西條柳原ちびっこ広場 | 西條字柳原 54-1 | 745 |
| 西條諏訪ちびっこ広場 | 西條字諏訪 25 | 725 |
| 西條北屋敷ちびっこ広場 | 西條字北屋敷 39 | 323 |
| 西條殿池ちびっこ広場 | 西條字殿池 48-1 | 495 |
| 西條土井ノ池ちびっこ広場 | 西條字土井ノ池 29 | 929 |
| 西條城前田南ちびっこ広場 | 西條字城前田 132 | 788 |
| 三本木西深田ちびっこ広場 | 三本木字西深田 42-1 | 287 |
| 三本木柳原ちびっこ広場 | 三本木字柳原 54-1 | 663 |
| 三本木屋形ちびっこ広場 | 三本木字屋形 40 | 277 |
| 三本木堅田ちびっこ広場 | 三本木字堅田 74 | 171 |
| 砂子山ノ浦ちびっこ広場 | 砂子字山ノ浦 400 | 1,169 |
| 砂子中割ちびっこ広場 | 砂子字中割 6 | 454 |
| 鎌須賀山廻ちびっこ広場 | 鎌須賀字山廻 57 | 634 |
| 鎌須賀茶屋ちびっこ広場 | 鎌須賀字茶屋 113-1 | 406 |

| 広場名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|-------------|--------------|---------------------|
| 鎌須賀茶屋ちびっこ広場 | 鎌須賀字茶屋 113-1 | 406 |
| 東條中切ちびっこ広場 | 東條字中切 13 | 646 |
| 北間島宮西ちびっこ広場 | 北間島字宮西 43 | 879 |
| 北間島柿木ちびっこ広場 | 北間島字柿木 68 | 500 |
| 長牧浦畑ちびっこ広場 | 長牧字浦畑 159 | 732 |
| 長牧前田ちびっこ広場 | 長牧字前田 28 | 440 |
| 馬島大門西ちびっこ広場 | 馬島字大門西 55 | 334 |
| 西條壺町田球技場 | 西條字壺町田 48 | 1,285 |
| 堀之内狐穴球技場 | 堀之内字狐穴 687-1 | 816 |
| 砂子中割球技場 | 砂子字中割 61 | 1,286 |
| 大治浄水場公園 | 花常地内 | 6,313 |
| 中島広場 | 中島地内 | 88 |
| 合 計 | | 23,069 |

②現状・課題

- ・ちびっこ広場に設置されている遊具等の多くは、昭和 50 年代に設置されて以来 40 年が経過しています。このため、遊具等の適切な管理を目的として平成 27 年度に遊具管理方針を定めました。
- ・平成 26 年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」では、公園整備の充実を求める声が多く、平成 27 年度には地区の要望に基づき、西條高場地区にちびっこ広場を新設しました。
- ・平成 26 年度より、保守点検内容を強化し、専門業者による点検を年 2 回実施しています。
- ・平成 26 年度までの遊具等の修繕は、主に遊具の一部分の取替えや補強が行われ、遊具全体の取替えは行われていない状況であったため、児童が安全に利用できるよう、耐用年数を超える遊具について、どのような修繕方法を選択するかが課題となっています。

③方針

- ・今後も、地区で適切に管理できることや、近隣のちびっこ広場の設置状況等を勘案した上、ちびっこ広場の新設を検討します。
- ・既存の遊具については、遊具管理方針に従い、適切な管理を実施します。ちびっこ広場を新設した場合、同様に管理方針に従い、中長期的な取替時期や更新時期を試算して年次修繕計画に盛り込みます。
- ・遊具については、主要構造部材の標準使用期間や消耗部材の交換サイクルの目安期間に加え、毎年実施する保守点検の結果により修繕方法を検討した上、年次修繕計画を策定します。
- ・大治浄水場公園については、ユニバーサルデザインの遊具が設置してありますが、他のちびっこ広場についても障害の有無、人種、性別等にかかわらずできるだけ多くの人に施設を利用してもらえるような修繕工事や設備の見直しを行い、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

| 広場名 | 所在地 | 面積(m ²) |
|-------------|--------------|---------------------|
| 東條中切ちびっこ広場 | 東條字中切 13 | 646 |
| 北間島宮西ちびっこ広場 | 北間島字宮西 43 | 879 |
| 北間島柿木ちびっこ広場 | 北間島字柿木 68 | 500 |
| 長牧浦畑ちびっこ広場 | 長牧字浦畑 159 | 732 |
| 長牧前田ちびっこ広場 | 長牧字前田 28 | 440 |
| 馬島大門西ちびっこ広場 | 馬島字大門西 55 | 334 |
| 西條壺町田球技場 | 西條字壺町田 48 | 1,285 |
| 堀之内狐穴球技場 | 堀之内字狐穴 687-1 | 816 |
| 砂子中割球技場 | 砂子字中割 61 | 1,286 |
| 大治浄水場公園 | 花常地内 | 6,313 |
| 中島広場 | 中島地内 | 88 |
| 合 計 | | 23,069 |

②現状・課題

- ・ちびっこ広場に設置されている遊具等の多くは、昭和 50 年代に設置されて以来 40 年が経過しています。このため、遊具等の適切な管理を目的として平成 27 年度に遊具管理方針を定めました。
- ・平成 26 年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」では、公園整備の充実を求める声が多く、平成 27 年度には地区の要望に基づき、西條高場地区にちびっこ広場を新設しました。
- ・平成 26 年度より、保守点検内容を強化し、専門業者による点検を年 2 回実施しています。
- ・平成 26 年度までの遊具等の修繕は、主に遊具の一部分の取替えや補強が行われ、遊具全体の取替えは行われていない状況であったため、児童が安全に利用できるよう、耐用年数を超える遊具について、どのような修繕方法を選択するかが課題となっています。

③方針

- ・今後も、地区で適切に管理できることや、近隣のちびっこ広場の設置状況等を勘案した上、ちびっこ広場の新設を検討します。
- ・既存の遊具については、遊具管理方針に従い、適切な管理を実施します。ちびっこ広場を新設した場合、同様に管理方針に従い、中長期的な取替時期や更新時期を試算して年次修繕計画に盛り込みます。
- ・遊具については、主要構造部材の標準使用期間や消耗部材の交換サイクルの目安期間に加え、毎年実施する保守点検の結果により修繕方法を検討した上、年次修繕計画を策定します。